

(案)

女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画（平成20年7月1日施行）の一部を次のように改正する

改正後（新）	改正前（旧）	改正理由
<p>I 環境放射能測定基本計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 目的 女川原子力発電所(以下「施設」という。)周辺住民の健康と安全を守り、生活環境の保全を図るために、主として、平常時(原子炉停止中を含み、<u>異常事態及び緊急事態</u>を除く。)の施設敷地境界外の周辺地域の環境放射能(<u>環境放射線を含む。</u>)を測定し、その評価を実施するために、この計画を定める。</p> <p>(2) 調査及び測定項目<u>並びに</u>その分担 (1)の目的を達成するために次の項目を実施する。 イ 施設周辺住民の放射線被ばく線量の推定評価 ロ 環境における放射性核種濃度の推移の把握 ハ 施設からの放射性核種の予期しない放出による周辺地域への影響の判断</p> <p>これらの項目は、宮城県、女川町、石巻市(以下「地方自治体」という。)及び東北電力株式会社(以下「施設者」という。)が一元化して測定を実施していくものであり、周辺地域全体として調和のとれたものとする。 地方自治体を実施する調査及び測定は、周辺住民の健康と安全を直接守る立場から、周辺住民の放射線被ばくに直接結びつく対象、例えば食品や飲料水などに重点を置くものとし、施設者が実施する調査及び測定は、施設から周辺地域への放射性物質の放出が適正に管理されている<u>ことを確認するための</u>対象、例えば海水や陸土などに重点を置くものとする。 <u>測定項目及び採取計画等</u>に関する詳細を「環境放射能測定実施計画」として、また、<u>測定結果の</u>評価方法に関する詳細を「環境放射能評価方法」として別に定める。</p> <p>(3) 測定開始時期 <u>環境</u>放射能の調査及び測定は、施設の初臨界の少なくとも2年前から実施する。 その目的は、環境放射能の現状<u>及び</u>特性を把握し、施設の操業後における放射線被ばく線量の推定などの基礎資料とするためである。</p> <p>2 空間放射線<u>線</u>量の測定</p> <p>(1) 目的 空間放射線<u>線</u>量を測定する目的は次のとおりとする。 イ 空間放射線レベルを測定することにより、施設周辺住民の外部被ばく線量を評価する。評価対象はガンマ線とする。 ロ 比較的短時間の放射線の変動を測定監視することに<u>より</u>、施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立<u>て</u>る。</p> <p>(2) モニタリングステーションにおける測定 イ 設置地点の選定 連続で放射線を測定するモニタリングステーション(以下「MS」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は表1のとおりとする。 (イ) 人の居住状況 (ロ) 施設からの距離 (ハ) 卓越風向の<u>状況</u> (ニ) 全体的なつり合い ロ 測定項目 MSでは次の項目を測定するものとし、詳細は環境放射能測定実施計画で定める。</p>	<p>I 環境放射能測定基本計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 目的 女川原子力発電所(以下「施設」という。)周辺住民の健康と安全を守り、生活環境の保全を図るために、主として、平常時(原子炉停止中を含み、<u>異常時</u>を除く。)の施設敷地境界外の周辺地域の環境放射能<u>を</u>測定し、その評価を実施するために、この計画を定める。</p> <p>(2) 調査及び測定項目<u>と</u>その分担 (1)の目的を達成するために次の項目を実施する。 イ 施設周辺住民の放射線被ばく線量の推定評価 ロ 環境における放射性核種濃度の推移の把握 ハ 施設からの放射性核種の予期しない放出による周辺地域への影響の判断</p> <p>これらの項目は、宮城県、女川町、石巻市(以下「地方自治体」という。)及び東北電力株式会社(以下「施設者」という。)が一元化して測定を実施していくものであり、周辺地域全体として調和のとれたものとする。 地方自治体を実施する調査及び測定は、周辺住民の健康と安全を直接守る立場から、周辺住民の放射線被ばくに直接結びつく対象、例えば食品や飲料水などに重点を置くものとし、施設者が実施する調査及び測定は、施設から周辺地域への放射性物質の放出が適正に管理されている<u>かどうか</u>がわかる 対象、例えば海水や陸土などに重点を置くものとする。 <u>実施する調査地点や計画</u>に関する詳細を「環境放射能測定実施計画」として、また、<u>評価方法</u>に関する詳細を「環境放射能評価方法」として別に定める。</p> <p>(3) 測定開始時期 <u>放射能</u>の調査及び測定は、施設の初臨界の少なくとも2年前から実施する。 その目的は、環境放射能の現状<u>と</u>特性を把握し、施設の操業後における放射線被ばく線量の推定などの基礎資料とするためである。</p> <p>2 空間放射線<u>線</u>量の測定</p> <p>(1) 目的 空間放射線<u>線</u>量を測定する目的は次のとおりとする。 イ 空間放射線レベルを測定することにより、施設周辺住民の外部被ばく線量を評価する。評価対象はガンマ線とする。 ロ 比較的短時間の放射線の変動を測定監視することに<u>よって</u>、施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立<u>たせ</u>る。</p> <p>(2) モニタリングステーションにおける測定 イ 設置地点の選定 連続で放射線を測定するモニタリングステーション(以下「MS」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は表1のとおりとする。 (イ) 人の居住状況 (ロ) 施設からの距離 (ハ) 卓越風向<u>を</u> (ニ) 全体的なつり合い ロ 測定項目 MSでは次の項目を測定するものとし、詳細は環境放射能測定実施計画で定める。</p>	<p>・平常時のモニタリングであることを明記</p> <p>・文言の整理</p> <p>・文言の整理</p> <p>・実施計画の内容の合わせ修正</p> <p>・用語の統一</p> <p>・用語の統一</p> <p>・文言の整理</p> <p>・文言の整理</p>

改正後(新)	改正前(旧)	改正理由
<p>(イ) 空間ガンマ線量率 (ロ) 空間ガンマ線スペクトル (ハ) 空間ガンマ線積算線量^(注) (ニ) 気象要素 (注) 空間ガンマ線積算線量は、MSとMPに同一規格の装置を設置し測定する。</p> <p>ハ 測定頻度 (イ) 空間ガンマ線量率、空間ガンマ線スペクトル及び気象要素については連続測定する。 (ロ) 空間ガンマ線積算線量は、3か月間の積算値を年4回測定する。</p> <p>ニ 測定装置及び測定方法 (イ) 空間ガンマ線量率の測定は、NaI(Tl)検出器及び電離箱検出器で行う。 (ロ) 空間ガンマ線スペクトルの測定は、NaI(Tl)検出器で行う。 (ハ) 空間ガンマ線積算線量の測定は、<u>蛍光ガラス線量計(RPLD)</u>で行う。 (ニ) 気象要素の観測は原則として気象庁の検定を受けた装置で行う。 (ホ) 空間ガンマ線量率及び気象観測の結果は、テレメータ装置により、<u>地方自治体及び施設者各々の中央監視局で収集及び処理する。</u> <u>なお、地方自治体及び施設者の測定結果は、それぞれ中央監視局を通じて交換する。</u></p> <p>(3) モニタリングポイントにおける測定 イ 設置地点の選定 積算線量を測定するモニタリングポイント(以下「MP」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は表2のとおりとする。 (イ) 人の居住状況 (ロ) 施設からの距離 ロ 測定項目 空間ガンマ線積算線量 ハ 測定頻度 3か月間の積算値を年4回測定する。 ニ 測定装置及び測定方法 <u>蛍光ガラス線量計(RPLD)</u>で行う。</p> <p>3 環境試料中の放射能の測定 (1) 目的 環境試料(以下、「試料」という。)中の放射能を測定する目的は、次のとおりとする。 イ 試料中の放射能レベルを測定することにより、施設周辺住民の内部被ばく線量を評価する。 ロ 環境における放射性核種濃度の推移を把握する。</p> <p>(2) 試料の採取 イ 試料の選定 放射能を測定する試料は、次の事項を考慮して選定するものとする。 (イ) 施設周辺住民に被ばくを与えられられる試料 (ロ) 施設周辺地域の土地利用状況、農水産物生産状況<u>及び</u>食生活の習慣等を考慮した周辺地域を代表すると考えられる試料 (ハ) 被ばくに直接結びつかない<u>が</u>、放射性核種濃度の状況の把握に役立つ<u>と考えられる</u>試料 ロ 試料の採取場所の区分 試料の採取場所は施設から見た位置関係等により次の区分に分類するとともに図1に示す。 (イ) 陸地 ・ 周辺地域(施設から約10km以内で施設の敷地内を含む。) ・ 対照地域(施設から約10km以遠) (ロ) 海域</p>	<p>(イ) 空間ガンマ線量率 (ロ) 空間ガンマ線スペクトル (ハ) 空間ガンマ線積算線量^(注) (ニ) 気象要素 (注) 空間ガンマ線積算線量は、MSとMPに同一規格の装置を設置し測定する。</p> <p>ハ 測定頻度 (イ) 空間ガンマ線量率と空間ガンマ線スペクトル及び気象要素については連続測定する。 (ロ) 空間ガンマ線積算線量は、3か月間の積算値を年4回測定する。</p> <p>ニ 測定装置及び測定方法 (イ) 空間ガンマ線量率の測定は、NaI(Tl)検出器及び電離箱検出器で行う。 (ロ) 空間ガンマ線スペクトルの測定は、NaI(Tl)検出器で行う。 (ハ) 空間ガンマ線積算線量の測定は、<u>熱蛍光線量計(TLD)または</u>蛍光ガラス線量計<u>で行う。</u> (ニ) 気象要素の観測は原則として気象庁の検定を受けた装置で行う。 (ホ) 空間ガンマ線量率と気象観測の結果は、テレメータ装置により、<u>地方自治体、施設者各々の中央監視局で収集、処理する。</u> <u>なお、地方自治体の測定結果と施設者の測定結果は、それぞれ中央監視局を通じて交換する。</u></p> <p>(3) モニタリングポイントにおける測定 イ 設置地点の選定 積算線量を測定するモニタリングポイント(以下「MP」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は表2のとおりとする。 (イ) 人の居住状況 (ロ) 施設からの距離 ロ 測定項目 空間ガンマ線積算線量 ハ 測定頻度 3か月間の積算値を年4回測定する。 ニ 測定装置及び測定方法 <u>熱蛍光線量計(TLD)または</u>蛍光ガラス線量計<u>で行う。</u></p> <p>3 環境試料中の放射能の測定 (1) 目的 環境試料(以下、「試料」という。)中の放射能を測定する目的は、次のとおりとする。 イ 試料中の放射能レベルを測定することにより、施設周辺住民の内部被ばく線量を評価する。 ロ 環境における放射性核種濃度の推移を把握する。</p> <p>(2) 試料の採取 イ 試料の選定 放射能を測定する試料は、次の事項を考慮して選定するものとする。 (イ) 施設周辺住民に被ばくを与えられられる試料 (ロ) 施設周辺地域の土地利用状況、農水産物生産状況、<u>食生活の習慣等を考慮した周辺地域を代表すると考えられる試料</u> (ハ) 被ばくに直接結びつかない<u>試料で</u>、放射性核種濃度の状況の把握に役立つ<u>試料</u> ロ 試料の採取場所の区分 試料の採取場所は施設から見た位置関係等により次の区分に分類するとともに図1に示す。 (イ) 陸地 ・ 周辺地域(施設から約10km以内で施設の敷地内を含む。) ・ 対照地域(施設から約10km以遠) (ロ) 海域</p>	<p>・用語の統一</p> <p>・用語の統一</p> <p>・用語の統一</p> <p>・測定を実施していない熱蛍光線量計を削除 ・用語の統一 ・文言の整理</p> <p>・測定を実施していない熱蛍光線量計を削除</p> <p>・文言の整理</p> <p>・文言の整理</p> <p>・文言の整理</p>

改正後(新)	改正前(旧)	改正理由
<p>・放水口付近(東防波堤とシウリ崎の先端を結ぶ直線の内側及びそれに近接した海域_____)</p> <p>・前面海域(大貝崎と早崎の先端を結ぶ直線の内側で放水口付近を除く。)</p> <p>・周辺海域(施設から約10km以内で放水口付近、前面海域及び対照海域を除く。)</p> <p>・対照海域(施設から約10km以遠_____の_____海域)</p> <p>ハ、採取頻度</p> <p>(イ)施設周辺住民に被ばくを与えると考えられる試料は、原則として四半期毎とするが、季節的なものについては収穫期毎、漁期毎とする。</p> <p>(ロ)放射性核種濃度の推移を把握するための試料は、その種別により四半期毎<u>又は</u>1年毎とする。</p> <p>(ハ)降下物の調査は、毎月又は四半期毎とする。</p> <p>(3)試料の種類と採取場所 原則として表3のとおりとし、詳細は環境放射能測定実施計画に定める。</p> <p><u>(4)測定項目</u></p> <p>イ <u>ガンマ線放出核種</u></p> <p>ロ <u>Sr(ストロンチウム)-90</u></p> <p>ハ <u>H-3(トリチウム)</u></p> <p><u>(5)分析方法</u> <u>ガンマ線放出核種の核種分析並びにSr-90及びH-3の分析は、原則として文部科学省等で定めている方法^(注)によるものとする。</u> (注) 文部科学省<u>及び原子力規制庁</u>放射能測定法シリーズ</p> <p><u>(6)試料の保存</u> 地方自治体及び施設者は、試料の形態<u>及び</u>性状等に応じた適切な保存方法を検討するとともに、必要な試料を定め保管するものとする。</p> <p>4 海水(放水)中の放射線の測定</p> <p>(1)目的 <u>海水(放水)中の放射線測定の目的は、_____海水(放水)中の比較的短時間の放射線の変動を測定監視することにより、施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立てる。</u></p> <p>(2)<u>設置地点</u> 放水口モニターを発電所1~3号機の各放水口付近_____に設置_____する。 <u>設置地点</u>は図1のとおりとする。</p> <p>(3)測定項目 海水(放水)中の全ガンマ線計数率とする。</p> <p>(4)測定頻度 連続測定とする。</p> <p>(5)_____測定方法</p> <p>イ <u>海水(放水)</u>中の全ガンマ線計数率の測定は、_____NaI(Tl)検出器で行う。</p> <p>ロ 測定結果は、テレメータ装置により施設者の<u>中央監視局</u>で収集<u>及び</u>処理するとともに、地方自治体の中央監視局に送るものとする。</p> <p>5 移動観測車による測定</p> <p>(1)目的 移動観測車による測定の目的は、<u>平常値を測定することにより、異常時に備える_____</u></p>	<p>・放水口付近(東防波堤とシウリ崎の先端を結ぶ直線の内側及びそれに近接した海域<u>をいう。</u>)</p> <p>・前面海域(大貝崎と早崎の先端を結ぶ直線の内側で放水口付近を除く。)</p> <p>・周辺海域(施設から約10km以内で放水口付近、前面海域及び対照海域を除く。)</p> <p>・対照海域(施設から約10km以遠<u>及び 牡鹿半島の南側及び西側</u>海域)</p> <p>ハ、採取頻度</p> <p>(イ)施設周辺住民に被ばくを与えると考えられる試料は、原則として四半期毎とするが、季節的なものについては収穫期毎、漁期毎とする。</p> <p>(ロ)放射性核種濃度の推移を把握するための試料は、その種別により四半期毎<u>ないし</u>1年毎とする。</p> <p>(ハ)降下物の調査は、毎月又は四半期毎とする。</p> <p>(3)試料の種類と採取場所 原則として表3のとおりとし、詳細は環境放射能測定実施計画に定める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(4)測定方法</u> <u>ゲルマニウム半導体検出器を主として採用し、_____原則として文部科学省で定めている方法^(注)によるものとする。</u> (注) 文部科学省_____放射能測定法シリーズ</p> <p><u>(5)試料の保存</u> 地方自治体及び施設者は、試料の形態、_____性状等に応じた適切な保存方法を検討するとともに、必要な試料を定め保管するものとする。</p> <p>4 海水(放水)中の放射線の測定</p> <p>(1)目的 <u>施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立たせるために、海水(放水)中の比較的短時間の放射線の変動を測定監視する。_____</u></p> <p>(2)<u>試料の採取</u> 放水口モニターを発電所1~3号機の各放水口付近の<u>陸上</u>に設置<u>し、採水ポンプにより放水路から海水(放水)を連続的に汲み上げて測定用試料とする。</u> <u>設置位置</u>は図1のとおりとする。</p> <p>(3)測定項目 海水(放水)中の全ガンマ線計数率とする。</p> <p>(4)測定頻度 連続測定とする。</p> <p>(5)<u>測定装置及び測定方法</u></p> <p>イ <u>採取した試料</u>中の全ガンマ線計数率の測定は、<u>試料を連続的にしゃへい容器に導き、</u>NaI(Tl)検出器で行う。</p> <p>ロ 測定結果は、テレメータ装置により施設者の_____監視局で収集、_____処理するとともに、地方自治体の中央監視局に送るものとする。</p> <p>5 移動観測車による測定</p> <p>(1)目的 移動観測車による測定の目的は、_____異常時に備える<u>ための</u></p>	<p>・10km以遠に包含されることから半島南側及び西側を削除</p> <p>・文言の整理</p> <p>・測定項目の項を追加し、現状に合わせSr-90及びトリチウムも記載した</p> <p>・項目名を分析方法に改め、Sr-90及びトリチウムを追加</p> <p>・原子力規制庁を追加</p> <p>・文言の整理</p> <p>・他の項目の記載方法に合わせて記載を変更</p> <p>・項目名を設置地点に変更し、設置する位置を記載</p> <p>・項目名を測定方法に変更し、測定方法のみを記載</p> <p>・文言の整理</p> <p>・他の項目の記載に合わせて改正</p>

改正後(新)	改正前(旧)	改正理由																																								
<p>_____。</p> <p>(2) 台数 イ 地方自治体 1台 ロ 施設者 1台</p> <p>(3) 測定地点 イ MS及びMPを設置していない集落 ロ 移動観測車が移動する経路 ハ その他必要な地点</p> <p>(4) 測定項目 _____ _____ <u>空間ガンマ線量率</u> _____ _____</p> <p>(5) 測定方法 <u>空間ガンマ線量率の測定は、NaI(Tl)検出器で行う。</u></p> <p>(6) 測定頻度 四半期毎に行う。</p> <p>_____</p> <p>6 測定方法の変更 地方自治体及び施設者は、測定方法の改善に努め、積極的に新しい測定方法等を取り入れるとともに、測定方法を変更する場合は、可能な限り比較評価のための測定を実施するものとする。</p> <p>7 測定地点等の変更 地方自治体及び施設者は、測定地点等を変更する場合は、可能な限り比較評価のための測定を実施するものとする。</p> <p>8 異常時の測定 異常な放射線被ばくをもたらす事態が発生、<u>又は</u> _____ そのおそれがあるとき <u>の測定</u>は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の定めによるものとする。</p>	<p><u>平常値を把握するためとする。</u></p> <p>(2) 台数 イ 地方自治体 1台 ロ 施設者 1台</p> <p>(3) 測定地点 イ MS及びMPを設置していない集落 ロ 移動観測車が移動する経路 ハ その他必要な地点</p> <p>(4) 測定項目 <u>及び測定方法</u> <u>移動観測車では、次の項目を測定する^(注)。</u> イ 空間ガンマ線線量率 空間ガンマ線線量率の測定はNaI(Tl)検出器で行う。 <u>(注) 異常時には、移動観測車は固定点であるMSやMPで対応できない広い地域の放射線を測定する。異常時の測定を行うことを可能とするため、半導体式または電離箱式の高線量率計及び風向風速計等も備えることとする。</u></p> <p>_____</p> <p>(5) 測定頻度 四半期毎に行う。</p> <p>(6) <u>無線連絡装置</u> <u>地方自治体及び施設者の各移動観測車は、各々の中央監視局と連絡可能な無線機を装備する。</u></p> <p>6 測定方法の変更 地方自治体及び施設者は、測定方法の改善に努め、積極的に新しい測定方法等を取り入れるとともに、測定方法を変更する場合は、可能な限り比較評価のための測定を実施するものとする。</p> <p>7 測定地点等の変更 地方自治体及び施設者は、測定地点等を変更する場合は、可能な限り比較評価のための測定を実施するものとする。</p> <p>8 異常時の測定 異常な放射線被ばくをもたらす事態が発生、<u>または</u>、そのおそれがあるとき _____ は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の定めによるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他の項目の記載に合わせ測定項目と測定方法を分けて記載 異常時に関する記載のため削除 他の項目の記載に合わせ測定項目と測定方法を分けて記載 他の項目では通信系統を記載していないので整合を取って削除 文言の整理 																																								
<p>表1 モニタリングステーションの設置場所</p>	<p>表1 モニタリングステーションの設置場所</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地方自治体 (7か所)</td> <td>女川MS</td> <td>女川町女川浜字大原</td> </tr> <tr> <td>飯子浜MS</td> <td>女川町飯子浜字飯子</td> </tr> <tr> <td>小屋取MS</td> <td>女川町塚浜字<u>竹の尻</u></td> </tr> <tr> <td>寄磯MS</td> <td>石巻市寄磯浜<u>五梅沢</u></td> </tr> <tr> <td>鮫浦MS</td> <td>石巻市鮫浦存入田</td> </tr> <tr> <td>谷川MS</td> <td>石巻市谷川浜<u>川原</u></td> </tr> <tr> <td><u>荻浜</u>MS</td> <td>石巻市<u>荻浜</u>字家ノ入</td> </tr> <tr> <td>塚浜MS</td> <td>女川町塚浜字塚浜</td> </tr> </tbody> </table>	設置者	名称	設置場所	地方自治体 (7か所)	女川MS	女川町女川浜字大原	飯子浜MS	女川町飯子浜字飯子	小屋取MS	女川町塚浜字 <u>竹の尻</u>	寄磯MS	石巻市寄磯浜 <u>五梅沢</u>	鮫浦MS	石巻市鮫浦存入田	谷川MS	石巻市谷川浜 <u>川原</u>	<u>荻浜</u> MS	石巻市 <u>荻浜</u> 字家ノ入	塚浜MS	女川町塚浜字塚浜	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地方自治体 (7か所)</td> <td>女川MS</td> <td>女川町女川浜字大原</td> </tr> <tr> <td>飯子浜MS</td> <td>女川町飯子浜字飯子</td> </tr> <tr> <td>小屋取MS</td> <td>女川町塚浜字<u>小屋取</u></td> </tr> <tr> <td>寄磯MS</td> <td>石巻市寄磯浜<u>字五梅沢</u></td> </tr> <tr> <td>鮫浦MS</td> <td>石巻市鮫浦<u>字浜畑</u></td> </tr> <tr> <td>谷川MS</td> <td>石巻市谷川浜<u>字前田</u></td> </tr> <tr> <td><u>小積</u>MS</td> <td>石巻市<u>小積</u>浜字谷川道</td> </tr> <tr> <td>塚浜MS</td> <td>女川町塚浜字塚浜</td> </tr> </tbody> </table>	設置者	名称	設置場所	地方自治体 (7か所)	女川MS	女川町女川浜字大原	飯子浜MS	女川町飯子浜字飯子	小屋取MS	女川町塚浜字 <u>小屋取</u>	寄磯MS	石巻市寄磯浜 <u>字五梅沢</u>	鮫浦MS	石巻市鮫浦 <u>字浜畑</u>	谷川MS	石巻市谷川浜 <u>字前田</u>	<u>小積</u> MS	石巻市 <u>小積</u> 浜字谷川道	塚浜MS	女川町塚浜字塚浜	<ul style="list-style-type: none"> 新設するMSの設置場所等を改正
設置者	名称	設置場所																																								
地方自治体 (7か所)	女川MS	女川町女川浜字大原																																								
	飯子浜MS	女川町飯子浜字飯子																																								
	小屋取MS	女川町塚浜字 <u>竹の尻</u>																																								
	寄磯MS	石巻市寄磯浜 <u>五梅沢</u>																																								
	鮫浦MS	石巻市鮫浦存入田																																								
	谷川MS	石巻市谷川浜 <u>川原</u>																																								
	<u>荻浜</u> MS	石巻市 <u>荻浜</u> 字家ノ入																																								
	塚浜MS	女川町塚浜字塚浜																																								
設置者	名称	設置場所																																								
地方自治体 (7か所)	女川MS	女川町女川浜字大原																																								
	飯子浜MS	女川町飯子浜字飯子																																								
	小屋取MS	女川町塚浜字 <u>小屋取</u>																																								
	寄磯MS	石巻市寄磯浜 <u>字五梅沢</u>																																								
	鮫浦MS	石巻市鮫浦 <u>字浜畑</u>																																								
	谷川MS	石巻市谷川浜 <u>字前田</u>																																								
	<u>小積</u> MS	石巻市 <u>小積</u> 浜字谷川道																																								
	塚浜MS	女川町塚浜字塚浜																																								

改正後(新)			改正前(旧)			改正理由
施設者 (4か所)	寺間MS 江島MS 前網MS	女川町出島 字 別当浜 女川町江島字江島 石巻市寄磯浜字前網	施設者 (4か所)	寺間MS 江島MS 前網MS	女川町出島 字 別当浜 女川町江島字江島 石巻市寄磯浜字前網	

表2 モニタリングポイントの設置場所 (MS以外)

設置者	名称	設置場所
地方自治体 (12か所)	出島MP	女川町出島字 高森山
	尾浦MP	女川町尾浦字尾浦
	桐ヶ崎MP	女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎
	高白MP	女川町高白浜 字崎山
	大石原MP	女川町大石原浜字大石原
	野々浜MP	女川町 野々浜字野々浜
	大谷川MP	石巻市 大谷川浜小浜山
	十八成浜MP	石巻市 十八成浜十八成
	泊浜MP	石巻市泊浜 台
	桃浦MP	石巻市桃浦字 井戸入
	小網倉MP	石巻市小網倉浜 安藤沢
	大原浜MP	石巻市大原浜字町
施設者 (9か所)	小屋取MP	女川町塚浜字竹の尻
	牧浜MP	石巻市牧浜竹浜道
	横浦MP	女川町横浦字横浦
	女川MP	女川町鷲神浜字堀切
	竹浦MP	女川町竹浦字竹浦
	寄磯MP	石巻市寄磯浜 前浜
	鮫浦MP	石巻市鮫浦 紅花蔓
	谷川MP	石巻市谷川浜 中井道
荻浜MP	石巻市荻浜字荻浜	

表2 モニタリングポイントの設置場所 (MS以外)

設置者	名称	設置場所
地方自治体 (12か所)	出島MP	女川町出島字 出島
	尾浦MP	女川町尾浦字尾浦
	桐ヶ崎MP	女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎
	高白MP	女川町高白浜 尾畑
	大石原MP	女川町大石原浜字大石原
	野々浜MP	女川町 大石原浜字向
	大谷川MP	石巻市 谷川浜字苗代目
	祝浜MP	石巻市 谷川浜字祝浜
	泊浜MP	石巻市泊浜 台
	桃浦MP	石巻市桃浦字 台
	小網倉MP	石巻市小網倉浜 字小網倉
	大原浜MP	石巻市大原浜字町
施設者 (9か所)	小屋取MP	女川町塚浜字竹の尻
	飯子浜MP	女川町飯子浜字夏浜
	横浦MP	女川町横浦字横浦
	女川MP	女川町鷲神浜字堀切
	竹浦MP	女川町竹浦字竹浦
	寄磯MP	石巻市寄磯浜 字前浜
	鮫浦MP	石巻市鮫浦 字浜畑
	谷川MP	石巻市谷川浜 字中井道
荻浜MP	石巻市荻浜字荻浜	

図1 前面海域、周辺地域(海域)及び対照地域(海域)の区分図

(略)

図1 前面海域、周辺地域(海域)及び対照地域(海域)の区分図

(略)

表3 環境試料採取計画の概要

区分	対象物	試料名	採取場所の区分	地方自治体	施設者
陸上	農産物	精米	周辺地域	○	○
		大根	周辺地域	○	○
陸上	水	水道原水	周辺地域	○	○
		未耕地	周辺地域 対照地域	○	○
試料	浮遊じん	浮遊じん	周辺地域	○	○
	降下物	雨水、ちり	周辺地域	○	○
			対照地域	○	
		ヨモギ	周辺地域	○	○

表3 環境試料採取計画の概要

区分	対象物	試料名	採取場所の区分	地方自治体	施設者
陸上	農産物	精米	周辺地域	○	○
		大根	周辺地域	○	○
陸上	水	水道原水	周辺地域	○	○
		未耕地	周辺地域 対照地域	○	○
試料	浮遊じん	浮遊じん	周辺地域	○	○
	降下物	雨水、ちり	周辺地域	○	○
			対照地域	○	
		ヨモギ	周辺地域	○	○

改正後（新）	改正前（旧）	改正理由
<p><u>ものとする。</u></p> <p>3 公表 地方自治体及び施設者が実施した測定結果は、次の手順に<u>従い評価及び確認を受けた後に</u>地方自治体が公表するものとする。 この場合、当該測定結果は、原則として四半期毎に公表するものとするが、1年間にわたる放射線被ばく線量及び温排水の影響等については、年間の測定結果を解析し、推定評価したのち、同様の手順に<u>従って</u>公表するものとする。 (1) 女川原子力発電所環境調査測定技術会(以下「技術会」という。)事務局へ提出 (2) 技術会による評価 (3) 女川原子力発電所環境保全監視協議会(以下「監視協議会」という。)事務局へ提出 (4) 監視協議会による確認</p> <p>IV 附則 この _____ 計画は、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日から施行する。</p>	<p>_____。</p> <p>3 公表 地方自治体及び施設者が実施した測定結果は、次の手順に<u>したがって処理し、</u> _____ 地方自治体が公表するものとする。 この場合、当該測定結果は、原則として四半期毎に公表するものとするが、1年間にわたる放射線被ばく線量及び温排水の影響等については、年間の測定結果を解析し、推定評価したのち、同様の手順に<u>したがって</u>公表するものとする。 (1) 女川原子力発電所環境調査測定技術会(以下「技術会」という。)事務局へ提出 (2) 技術会による評価 (3) 女川原子力発電所環境保全監視協議会(以下「監視協議会」という。)事務局へ提出 (4) 監視協議会による確認</p> <p>IV 附則 この<u>環境放射能及び温排水測定基本</u>計画は、平成20年7月1日から施行する。</p>	<p>・文言の整理</p> <p>・文言の整理</p>